

本件は六月五日午後十時より要求にて、運輸業者モサルキヘニ

備 考

合て天鄭リセドニ  
（運輸取扱業者十箇所、運業員、運輸局、税交等）  
本件に付テ原稿を複数種類持て置く事、其事  
トを結論申上列

運輸協同組合、東洋事務部業員、運輸局、税交等、其事  
京都市直轄業員類似者ニ類トモ、専門者又別

吉田 謙 勝 鶴 鶴

大國寺 順 通 鶴 鶴

大正二年四月十一日

財團法人協調會大阪支所

六拾五圓以下ノ者ガ隨分アルカラ從業員諸君ハソコニ矛盾ガ生ズ  
ルト考ヘテ初任給ニハ六拾五圓ニシ、初任者ナラザルモノ、増給スル率ハ  
以上ニシテ貰ヒタイ、ソシテ初任者ナラザルモノ、増給スル率ハ  
勤續年限ノ長短ニヨツテ定メテ貰ヒタイトノ考ヘデ「初任給ヲ六  
拾五圓トシ勤續年長期ニ亘ルモノニハ其年次ノ率ヲ以テ増給サレ  
タシ」ト云フ文字ヲ用ヒタノデアル。

從業員諸君ハ勤續年限ニヨツテ生ズル増給率ヲ明示シテラナイ。

第十五項 理由ノ如何ヲ問ハズ出勤五日以上ノモノニ對シテハ  
公休ヲ與ヘラレタシ。

說 明

京都市ノ運輸現業從業員ハ八日ニ一日ノ公休ヲ貰ツテラルガ公休  
日ヨリ次ノ公休日ニ至ル間ニ於テ缺勤シタ者又ハ非番當日ノ前日  
ニ缺勤シタモノニハ公休ヲ與ヘナイ（運輸現業從業員給料支給規  
程第七條參照）